

平成 28 年度

生駒市地域防災計画修正（案）新旧対照表  
【本編・マニュアル編】

生駒市防災会議

頁	行目等	修 正 前	修 正 後（案）																																																								
40	<p>第2部 災害予防計画</p> <p>第3章 事象別の災害予防</p> <p>第4節 火災予防対策</p>	<p><b>第4節 火災予防対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>現状</b></td><td>市には、消防事務を処理するため、単独方式の消防本部とともに、4つの機動分団と女性広報指導分団からなる消防団を設置している。なお、消防指令業務については、平成28年度から奈良市と共同運用を行うことになっている。</td></tr> <tr> <td><b>課題</b></td><td>地震被害想定では、最悪のシナリオで約300棟の延焼による焼失建物が発生することが予想されており、市の消防力だけでは、速やかな消火活動が困難になるおそれがある。</td></tr> <tr> <td><b>基本方針</b></td><td>火災による被害から市民の生命や財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。</td></tr> <tr> <td colspan="2">→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧 → 資料集6-1-1 消防組織 → 資料集6-1-2 消防保有救助資機材一覧</td></tr> <tr> <td><b>1 防火思想の普及</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。 また、消防法に基づき、防火管理者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。</td></tr> <tr> <td><b>2 消防力の整備</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」を勘案し、消防職員、消防車両等、消防水利、救助・救急資機材の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。 また、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。</td></tr> <tr> <td><b>3 救助・救急体制の整備・拡充</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、救急隊員へのトリアージ研修の実施に努めるとともに、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備等に努める。 また、市民に対して、救命講習会等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。</td></tr> <tr> <td><b>4 相互応援体制の確立</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、協定に基づく大規模災害時の消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火・救助・救急活動が実施される場合に備え、必要な応援、受援体制の整備に努める。</td></tr> <tr> <td><b>5 通電火災対策</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、復電時における通電火災を防止するため、住宅用防災機器等の展示、啓発用パンフレットの作成・配布、講演会の開催等を行うことにより通電火災防止対策を推進する。</td></tr> </table>	<b>現状</b>	市には、消防事務を処理するため、単独方式の消防本部とともに、4つの機動分団と女性広報指導分団からなる消防団を設置している。なお、消防指令業務については、平成28年度から奈良市と共同運用を行うことになっている。	<b>課題</b>	地震被害想定では、最悪のシナリオで約300棟の延焼による焼失建物が発生することが予想されており、市の消防力だけでは、速やかな消火活動が困難になるおそれがある。	<b>基本方針</b>	火災による被害から市民の生命や財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。	→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧 → 資料集6-1-1 消防組織 → 資料集6-1-2 消防保有救助資機材一覧		<b>1 防火思想の普及</b>	消防本部	市は、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。 また、消防法に基づき、防火管理者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。		<b>2 消防力の整備</b>	消防本部	市は、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」を勘案し、消防職員、消防車両等、消防水利、救助・救急資機材の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。 また、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。		<b>3 救助・救急体制の整備・拡充</b>	消防本部	市は、救急隊員へのトリアージ研修の実施に努めるとともに、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備等に努める。 また、市民に対して、救命講習会等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。		<b>4 相互応援体制の確立</b>	消防本部	市は、協定に基づく大規模災害時の消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火・救助・救急活動が実施される場合に備え、必要な応援、受援体制の整備に努める。		<b>5 通電火災対策</b>	消防本部	市は、復電時における通電火災を防止するため、住宅用防災機器等の展示、啓発用パンフレットの作成・配布、講演会の開催等を行うことにより通電火災防止対策を推進する。		<p><b>第4節 火災予防対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>現状</b></td><td>市には、消防事務を処理するため、単独方式の消防本部とともに、4つの機動分団と女性広報指導分団からなる消防団を設置している。なお、消防指令業務については、平成28年度から奈良市と共同運用を行っている。</td></tr> <tr> <td><b>課題</b></td><td>地震被害想定では、最悪のシナリオで約300棟の延焼による焼失建物が発生することが予想されており、市の消防力だけでは、速やかな消火活動が困難になるおそれがある。</td></tr> <tr> <td><b>基本方針</b></td><td>火災による被害から市民の生命や財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。</td></tr> <tr> <td colspan="2">→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧 → 資料集6-1-1 消防組織 → 資料集6-1-2 消防保有救助資機材一覧</td></tr> <tr> <td><b>1 防火思想の普及</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。 また、消防法に基づき、防火管理者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。</td></tr> <tr> <td><b>2 消防力の整備</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」を勘案し、消防職員、消防車両等、消防水利、救助・救急資機材の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。 また、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。</td></tr> <tr> <td><b>3 救助・救急体制の整備・拡充</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、救急隊員へのトリアージ研修の実施に努めるとともに、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備等に努める。 また、市民に対して、救命講習会等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。</td></tr> <tr> <td><b>4 相互応援体制の確立</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、協定に基づく大規模災害時の消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火・救助・救急活動が実施される場合に備え、必要な応援、受援体制の整備に努める。</td></tr> <tr> <td><b>5 通電火災対策</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、復電時における通電火災を防止するため、住宅用防災機器等の展示、啓発用パンフレットの作成・配布、講演会の開催等を行うことにより通電火災防止対策を推進する。</td></tr> </table>	<b>現状</b>	市には、消防事務を処理するため、単独方式の消防本部とともに、4つの機動分団と女性広報指導分団からなる消防団を設置している。なお、消防指令業務については、平成28年度から奈良市と共同運用を行っている。	<b>課題</b>	地震被害想定では、最悪のシナリオで約300棟の延焼による焼失建物が発生することが予想されており、市の消防力だけでは、速やかな消火活動が困難になるおそれがある。	<b>基本方針</b>	火災による被害から市民の生命や財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。	→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧 → 資料集6-1-1 消防組織 → 資料集6-1-2 消防保有救助資機材一覧		<b>1 防火思想の普及</b>	消防本部	市は、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。 また、消防法に基づき、防火管理者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。		<b>2 消防力の整備</b>	消防本部	市は、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」を勘案し、消防職員、消防車両等、消防水利、救助・救急資機材の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。 また、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。		<b>3 救助・救急体制の整備・拡充</b>	消防本部	市は、救急隊員へのトリアージ研修の実施に努めるとともに、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備等に努める。 また、市民に対して、救命講習会等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。		<b>4 相互応援体制の確立</b>	消防本部	市は、協定に基づく大規模災害時の消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火・救助・救急活動が実施される場合に備え、必要な応援、受援体制の整備に努める。		<b>5 通電火災対策</b>	消防本部	市は、復電時における通電火災を防止するため、住宅用防災機器等の展示、啓発用パンフレットの作成・配布、講演会の開催等を行うことにより通電火災防止対策を推進する。	
<b>現状</b>	市には、消防事務を処理するため、単独方式の消防本部とともに、4つの機動分団と女性広報指導分団からなる消防団を設置している。なお、消防指令業務については、平成28年度から奈良市と共同運用を行うことになっている。																																																										
<b>課題</b>	地震被害想定では、最悪のシナリオで約300棟の延焼による焼失建物が発生することが予想されており、市の消防力だけでは、速やかな消火活動が困難になるおそれがある。																																																										
<b>基本方針</b>	火災による被害から市民の生命や財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。																																																										
→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧 → 資料集6-1-1 消防組織 → 資料集6-1-2 消防保有救助資機材一覧																																																											
<b>1 防火思想の普及</b>	消防本部																																																										
市は、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。 また、消防法に基づき、防火管理者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。																																																											
<b>2 消防力の整備</b>	消防本部																																																										
市は、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」を勘案し、消防職員、消防車両等、消防水利、救助・救急資機材の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。 また、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。																																																											
<b>3 救助・救急体制の整備・拡充</b>	消防本部																																																										
市は、救急隊員へのトリアージ研修の実施に努めるとともに、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備等に努める。 また、市民に対して、救命講習会等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。																																																											
<b>4 相互応援体制の確立</b>	消防本部																																																										
市は、協定に基づく大規模災害時の消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火・救助・救急活動が実施される場合に備え、必要な応援、受援体制の整備に努める。																																																											
<b>5 通電火災対策</b>	消防本部																																																										
市は、復電時における通電火災を防止するため、住宅用防災機器等の展示、啓発用パンフレットの作成・配布、講演会の開催等を行うことにより通電火災防止対策を推進する。																																																											
<b>現状</b>	市には、消防事務を処理するため、単独方式の消防本部とともに、4つの機動分団と女性広報指導分団からなる消防団を設置している。なお、消防指令業務については、平成28年度から奈良市と共同運用を行っている。																																																										
<b>課題</b>	地震被害想定では、最悪のシナリオで約300棟の延焼による焼失建物が発生することが予想されており、市の消防力だけでは、速やかな消火活動が困難になるおそれがある。																																																										
<b>基本方針</b>	火災による被害から市民の生命や財産を守るため、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防用水利の整備等を図る。また、併せて、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努める。																																																										
→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧 → 資料集6-1-1 消防組織 → 資料集6-1-2 消防保有救助資機材一覧																																																											
<b>1 防火思想の普及</b>	消防本部																																																										
市は、市民に対して、防火指導の強化、防火意識の啓発、火災予防広報等を推進し、防火思想の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置の推進に努める。 また、消防法に基づき、防火管理者に対して、火災予防査察等を強化し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。																																																											
<b>2 消防力の整備</b>	消防本部																																																										
市は、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」を勘案し、消防職員、消防車両等、消防水利、救助・救急資機材の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。 また、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。																																																											
<b>3 救助・救急体制の整備・拡充</b>	消防本部																																																										
市は、救急隊員へのトリアージ研修の実施に努めるとともに、救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、救助工作車・救助用資機材・高度救助用資機材の整備等に努める。 また、市民に対して、救命講習会等を通じて、心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。																																																											
<b>4 相互応援体制の確立</b>	消防本部																																																										
市は、協定に基づく大規模災害時の消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火・救助・救急活動が実施される場合に備え、必要な応援、受援体制の整備に努める。																																																											
<b>5 通電火災対策</b>	消防本部																																																										
市は、復電時における通電火災を防止するため、住宅用防災機器等の展示、啓発用パンフレットの作成・配布、講演会の開催等を行うことにより通電火災防止対策を推進する。																																																											

頁	行目等	修 正 前	修 正 後（案）																																														
42	<p>第2部 災害予防計画 第3章 事象別の災害予防 第5節 農地灾害予防対策</p> <p><b>第5節 農地灾害予防対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>現状</b></td><td>県の調査では、市内には、11箇所のため池要整備箇所（7箇所の今後早急に地元ため池管理者と協議対応するため池、4箇所の再度詳細調査が必要なため池）があり、23箇所の山地灾害危険地区（14箇所の山腹崩壊危険地区、9箇所の崩壊土砂流出危険地区）がある。</td></tr> <tr> <td><b>課題</b></td><td>東日本大震災では、ため池の決壊により人命が失われるとともに、人家や農地が被災したことから、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備が急務となっている。また、山地灾害を防止・軽減するためには、治山事業等に基づくハード対策に加え、山地灾害危険地区の周知等のソフト対策の充実・強化が必要である。</td></tr> <tr> <td><b>基本方針</b></td><td>ため池の決壊等による湛水被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、水量の調整、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 資料集1-2-6 山地灾害危険地区一覧</li> <li>→ 資料集1-2-7 ため池要整備箇所一覧</li> </ul> </td></tr> <tr> <td><b>1 ため池整備事業</b></td><td>地域活力創生部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。</td></tr> <tr> <td><b>2 ため池適正管理の啓蒙・普及活動</b></td><td>地域活力創生部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、県と連携して、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。</td></tr> <tr> <td><b>3 ため池防災対策等推進事業</b></td><td>地域活力創生部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査等、ため池防災対策等推進事業を推進する。また、貯水位を下げることにより、災害を未然に防ぐための防災減災と、洪水調整機能を確保することを目的とした、ため池余水吐切下げ事業を推進する。</td></tr> <tr> <td><b>4 山地灾害予防</b></td><td>地域活力創生部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、県の治山事業に協力し、対策事業の推進を要請するとともに、市民に対してハザードマップの配布等により山地灾害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。</td></tr> </table> <p><b>第5節 農地灾害予防対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>現状</b></td><td>市内には、10箇所の防災重点ため池（4箇所の再度詳細調査が必要なため池）があり、23箇所の山地灾害危険地区（14箇所の山腹崩壊危険地区、9箇所の崩壊土砂流出危険地区）がある。</td></tr> <tr> <td><b>課題</b></td><td>東日本大震災では、ため池の決壊により人命が失われるとともに、人家や農地が被災したことから、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備が急務となっている。また、山地灾害を防止・軽減するためには、治山事業等に基づくハード対策に加え、山地灾害危険地区の周知等のソフト対策の充実・強化が必要である。</td></tr> <tr> <td><b>基本方針</b></td><td>ため池の決壊等による湛水被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、水量の調整、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 資料集1-2-6 山地灾害危険地区一覧</li> <li>→ 資料集1-2-7 ため池要整備箇所一覧</li> </ul> </td></tr> <tr> <td><b>1 ため池整備事業</b></td><td>地域活力創生部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。</td></tr> <tr> <td><b>2 ため池適正管理の啓蒙・普及活動</b></td><td>地域活力創生部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、県と連携して、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。</td></tr> <tr> <td><b>3 ため池防災対策等推進事業</b></td><td>地域活力創生部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤塘の安全性に対する耐震調査等、ため池防災対策等推進事業を推進するとともに、防災重点ため池については順次ハザードマップの作成を行う。また、貯水位を下げることにより、災害を未然に防ぐための防災減災と、洪水調整機能を確保することを目的とした、ため池余水吐切下げ事業を推進する。</td></tr> <tr> <td><b>4 山地灾害予防</b></td><td>地域活力創生部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、県の治山事業に協力し、対策事業の推進を要請するとともに、市民に対してハザードマップの配布等により山地灾害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。</td></tr> </table>	<b>現状</b>	県の調査では、市内には、11箇所のため池要整備箇所（7箇所の今後早急に地元ため池管理者と協議対応するため池、4箇所の再度詳細調査が必要なため池）があり、23箇所の山地灾害危険地区（14箇所の山腹崩壊危険地区、9箇所の崩壊土砂流出危険地区）がある。	<b>課題</b>	東日本大震災では、ため池の決壊により人命が失われるとともに、人家や農地が被災したことから、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備が急務となっている。また、山地灾害を防止・軽減するためには、治山事業等に基づくハード対策に加え、山地灾害危険地区の周知等のソフト対策の充実・強化が必要である。	<b>基本方針</b>	ため池の決壊等による湛水被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、水量の調整、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 資料集1-2-6 山地灾害危険地区一覧</li> <li>→ 資料集1-2-7 ため池要整備箇所一覧</li> </ul>		<b>1 ため池整備事業</b>	地域活力創生部	市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。		<b>2 ため池適正管理の啓蒙・普及活動</b>	地域活力創生部	市は、県と連携して、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。		<b>3 ため池防災対策等推進事業</b>	地域活力創生部	市は、県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査等、ため池防災対策等推進事業を推進する。また、貯水位を下げることにより、災害を未然に防ぐための防災減災と、洪水調整機能を確保することを目的とした、ため池余水吐切下げ事業を推進する。		<b>4 山地灾害予防</b>	地域活力創生部	市は、県の治山事業に協力し、対策事業の推進を要請するとともに、市民に対してハザードマップの配布等により山地灾害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。		<b>現状</b>	市内には、10箇所の防災重点ため池（4箇所の再度詳細調査が必要なため池）があり、23箇所の山地灾害危険地区（14箇所の山腹崩壊危険地区、9箇所の崩壊土砂流出危険地区）がある。	<b>課題</b>	東日本大震災では、ため池の決壊により人命が失われるとともに、人家や農地が被災したことから、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備が急務となっている。また、山地灾害を防止・軽減するためには、治山事業等に基づくハード対策に加え、山地灾害危険地区の周知等のソフト対策の充実・強化が必要である。	<b>基本方針</b>	ため池の決壊等による湛水被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、水量の調整、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 資料集1-2-6 山地灾害危険地区一覧</li> <li>→ 資料集1-2-7 ため池要整備箇所一覧</li> </ul>		<b>1 ため池整備事業</b>	地域活力創生部	市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。		<b>2 ため池適正管理の啓蒙・普及活動</b>	地域活力創生部	市は、県と連携して、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。		<b>3 ため池防災対策等推進事業</b>	地域活力創生部	市は、県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤塘の安全性に対する耐震調査等、ため池防災対策等推進事業を推進するとともに、防災重点ため池については順次ハザードマップの作成を行う。また、貯水位を下げることにより、災害を未然に防ぐための防災減災と、洪水調整機能を確保することを目的とした、ため池余水吐切下げ事業を推進する。		<b>4 山地灾害予防</b>	地域活力創生部	市は、県の治山事業に協力し、対策事業の推進を要請するとともに、市民に対してハザードマップの配布等により山地灾害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。	
<b>現状</b>	県の調査では、市内には、11箇所のため池要整備箇所（7箇所の今後早急に地元ため池管理者と協議対応するため池、4箇所の再度詳細調査が必要なため池）があり、23箇所の山地灾害危険地区（14箇所の山腹崩壊危険地区、9箇所の崩壊土砂流出危険地区）がある。																																																
<b>課題</b>	東日本大震災では、ため池の決壊により人命が失われるとともに、人家や農地が被災したことから、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備が急務となっている。また、山地灾害を防止・軽減するためには、治山事業等に基づくハード対策に加え、山地灾害危険地区の周知等のソフト対策の充実・強化が必要である。																																																
<b>基本方針</b>	ため池の決壊等による湛水被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、水量の調整、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。																																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 資料集1-2-6 山地灾害危険地区一覧</li> <li>→ 資料集1-2-7 ため池要整備箇所一覧</li> </ul>																																																	
<b>1 ため池整備事業</b>	地域活力創生部																																																
市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。																																																	
<b>2 ため池適正管理の啓蒙・普及活動</b>	地域活力創生部																																																
市は、県と連携して、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。																																																	
<b>3 ため池防災対策等推進事業</b>	地域活力創生部																																																
市は、県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査等、ため池防災対策等推進事業を推進する。また、貯水位を下げることにより、災害を未然に防ぐための防災減災と、洪水調整機能を確保することを目的とした、ため池余水吐切下げ事業を推進する。																																																	
<b>4 山地灾害予防</b>	地域活力創生部																																																
市は、県の治山事業に協力し、対策事業の推進を要請するとともに、市民に対してハザードマップの配布等により山地灾害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。																																																	
<b>現状</b>	市内には、10箇所の防災重点ため池（4箇所の再度詳細調査が必要なため池）があり、23箇所の山地灾害危険地区（14箇所の山腹崩壊危険地区、9箇所の崩壊土砂流出危険地区）がある。																																																
<b>課題</b>	東日本大震災では、ため池の決壊により人命が失われるとともに、人家や農地が被災したことから、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備が急務となっている。また、山地灾害を防止・軽減するためには、治山事業等に基づくハード対策に加え、山地灾害危険地区の周知等のソフト対策の充実・強化が必要である。																																																
<b>基本方針</b>	ため池の決壊等による湛水被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、水量の調整、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。																																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 資料集1-2-6 山地灾害危険地区一覧</li> <li>→ 資料集1-2-7 ため池要整備箇所一覧</li> </ul>																																																	
<b>1 ため池整備事業</b>	地域活力創生部																																																
市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。																																																	
<b>2 ため池適正管理の啓蒙・普及活動</b>	地域活力創生部																																																
市は、県と連携して、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。																																																	
<b>3 ため池防災対策等推進事業</b>	地域活力創生部																																																
市は、県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤塘の安全性に対する耐震調査等、ため池防災対策等推進事業を推進するとともに、防災重点ため池については順次ハザードマップの作成を行う。また、貯水位を下げることにより、災害を未然に防ぐための防災減災と、洪水調整機能を確保することを目的とした、ため池余水吐切下げ事業を推進する。																																																	
<b>4 山地灾害予防</b>	地域活力創生部																																																
市は、県の治山事業に協力し、対策事業の推進を要請するとともに、市民に対してハザードマップの配布等により山地灾害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。																																																	

頁	行目等	修 正 前	修 正 後（案）																																
44	<p>第2部 災害予防計画 第3章 事象別の灾害予防 第7節 危険物施設等の災害予防対策</p> <p>→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧</p>	<p><b>第7節 危険物施設等の災害予防対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>現状</b></td><td>市内には危険物施設が125施設（平成27年10月1日現在）、高圧ガス関連施設が2施設ある。</td></tr> <tr> <td><b>課題</b></td><td>危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。</td></tr> <tr> <td><b>基本方針</b></td><td>危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。</td></tr> <tr> <td align="center" colspan="2">→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧</td></tr> <tr> <td><b>1 危険物施設等の災害予防</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。</td></tr> <tr> <td><b>2 危険物施設取扱事業者等の災害予防</b></td><td>危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者</td></tr> <tr> <td colspan="2">危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。</td></tr> </table>	<b>現状</b>	市内には危険物施設が125施設（平成27年10月1日現在）、高圧ガス関連施設が2施設ある。	<b>課題</b>	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。	<b>基本方針</b>	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。	→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧		<b>1 危険物施設等の災害予防</b>	消防本部	市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。		<b>2 危険物施設取扱事業者等の災害予防</b>	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。		<p><b>第7節 危険物施設等の災害予防対策</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>現状</b></td><td>市内には危険物施設が119施設（平成29年2月1日現在）、高圧ガス関連施設が2施設ある。</td></tr> <tr> <td><b>課題</b></td><td>危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。</td></tr> <tr> <td><b>基本方針</b></td><td>危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。</td></tr> <tr> <td align="center" colspan="2">→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧</td></tr> <tr> <td><b>1 危険物施設等の災害予防</b></td><td>消防本部</td></tr> <tr> <td colspan="2">市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。</td></tr> <tr> <td><b>2 危険物施設取扱事業者等の災害予防</b></td><td>危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者</td></tr> <tr> <td colspan="2">危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。</td></tr> </table>	<b>現状</b>	市内には危険物施設が119施設（平成29年2月1日現在）、高圧ガス関連施設が2施設ある。	<b>課題</b>	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。	<b>基本方針</b>	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。	→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧		<b>1 危険物施設等の災害予防</b>	消防本部	市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。		<b>2 危険物施設取扱事業者等の災害予防</b>	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。	
<b>現状</b>	市内には危険物施設が125施設（平成27年10月1日現在）、高圧ガス関連施設が2施設ある。																																		
<b>課題</b>	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。																																		
<b>基本方針</b>	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。																																		
→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧																																			
<b>1 危険物施設等の災害予防</b>	消防本部																																		
市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。																																			
<b>2 危険物施設取扱事業者等の災害予防</b>	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者																																		
危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。																																			
<b>現状</b>	市内には危険物施設が119施設（平成29年2月1日現在）、高圧ガス関連施設が2施設ある。																																		
<b>課題</b>	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。																																		
<b>基本方針</b>	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。																																		
→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧																																			
<b>1 危険物施設等の災害予防</b>	消防本部																																		
市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。																																			
<b>2 危険物施設取扱事業者等の災害予防</b>	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者																																		
危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。																																			

頁	行目等	修 正 前							修 正 後 (案)																
		■動員表							■動員表																
50 第3部 災害応急対策 計画 ■動員表	動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部	1号動員	2号動員	3号動員	動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部	1号動員	2号動員	3号動員											
	目的	小規模災害に 対応する	複数の小規模 災害に対応す る	避難に備える	中規模災害に 対応する	複数の中規模 災害に対応す る	大規模災害に 対応する	目的	小規模災害に 対応する	複数の小規模 災害に対応す る	避難に備える	中規模災害に 対応する	複数の中規模 災害に対応す る	大規模災害に 対応する											
	体制	風水害	警戒体制	災害警戒本部 体制	災害対策本部体制				体制	風水害	警戒体制	災害警戒本部 体制	災害対策本部体制												
	体制	地震		災害警戒本部 体制	体制	地震		災害警戒本部 体制																	
	体制	原子力災害		原子力災害警 戒本部体制	体制	原子力災害		原子力災害警 戒本部体制																	
	体制	事故等		事故災害対策 本部体制	体制	事故等		事故災害対策 本部体制																	
	配備基準	<input type="checkbox"/> 市に気象警 報が発表さ れたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が 氾濫注意水 位を超えた とき <input type="checkbox"/> その他総務 部長が配備 の必要を認 めたとき				<input type="checkbox"/> 河川水位が 避難判断水 位を超えた とき <input type="checkbox"/> 台風が接近 し12時間以 内に市域が 暴風域に入 ることが予 想されると き <input type="checkbox"/> その他総務 部長が配備 の必要を認 めたとき				<input type="checkbox"/> 避難準備情 報を発表す るとき <input type="checkbox"/> 北和又は中 和の市町村 に土砂災害 警戒情報が 発表された とき <input type="checkbox"/> 市に震度5 弱の揺れが あったとき <input type="checkbox"/> その他副市 長が配備の 必要を認め たとき				<input type="checkbox"/> 市に土砂災 害警戒情報 が発表され たとき <input type="checkbox"/> 市内で中規 模の災害が 複数発生し たとき <input type="checkbox"/> 市に震度6 弱以上の揺 れがあった とき <input type="checkbox"/> その他市長 が配備の必 要を認めら れたとき				<input type="checkbox"/> 市に気象警 報が発表さ れたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が 氾濫注意水 位を超えた とき <input type="checkbox"/> 台風が接近 し12時間以 内に市域が 暴風域に入 ることが予 想されると き <input type="checkbox"/> その他総務 部長が配備 の必要を認 めたとき				<input type="checkbox"/> 河川水位が 避難判断水 位を超えた とき <input type="checkbox"/> 市に震度6 弱以上の揺 れがあった とき <input type="checkbox"/> 市内で中規 模の災害が 複数発生し たとき <input type="checkbox"/> 市に震度5 弱以上の揺 れがあった とき			
	本部	ー	ー	副市長	市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長	本部	ー	ー	副市長	市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長											
	本部事務局	市長公室	1人	3人	公室長+3人	1/4程度の職員				本部事務局	市長公室	1人	3人	公室長、次長+ 6人	1/4程度の職員										
	救援環境部	総務部	部長、防災安全課 2人+3人	部長、防災安全課 3人+5人	救援衛生部	総務部	部長、防災安全課 2人+3人	部長、次長、防災安全課 3人+5人																	
	医療福祉部	地域活力創生部	1人	経済振興課 2 人	部長、次長、経 済振興課 2人	市民部	1人	2人	部長、次長+2 人																
	土木部	水道部	1人	2人	部長、次長+高 齢施策課 2人	医療健康部	1人	2人	部長、次長+高 齢施策課 2人																
	教育部	教育振興部	1人	2人	教育長、部長、避難所担当	1/2程度の職員				建設部	1人	2人	部長、次長、管 理職 1班、一般 職 2班	1/2程度の職員											
	消防部	上下水道部	2人	2人+浄水場 1 人+浄化センター1人	事業管理者、3 人+浄水場 1 人+浄化センター1人	都市整備部	1人	2人	部長、次長、建 築課 2人、み どり公園課 2人																
	避難所自動参集職員	ー	ー	ー	あらかじめ指定された職員 ※震度5強以上の地震の場合は自動参集	水道部	2人	2人	事業管理者、次 長、3人+浄水場 1人+浄化センター1人																
	消防部	消防本部	当務ほか必要人員	交代制勤務1/3 を除く職員	教育部	教育振興部	1人	2人	教育長、部長、次 長、※避難所担 当																
	避難所自動参集職員	ー	ー	ー	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集	避難所自動参集職員				消防本部	当務ほか必要人員	交代制勤務1/3 を除く職員	ー	あらかじめ指定された職員 震度5強以上の地震の場合は自動参集											

頁	行目等	修 正 前	修 正 後（案）																																																																																																																												
54	<p>第3部 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対応の体制</p> <p>第2節 地震災害配備体制</p> <p>(参照)</p> <p>マニュアル編 第1章第2節 地震災害配備体制 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点</p> <p>マニュアル編 第3章第3節 医療・救護活動 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 関連計画集 避難所運営マニュアル</p>	<p><b>第2節 地震災害配備体制</b></p> <p>地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。</p> <p><b>【各項の業務実施時期の目安】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災後～ 3時間</th> <th>3時間～ 24時間</th> <th>24時間～ 3日</th> <th>3日～ 7日</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 職員の配備・動員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 緊急初動体制</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 避難所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 救護所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照)</p> <p>マニュアル編 第1章第2節 地震災害配備体制 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点</p> <p>マニュアル編 第3章第3節 医療・救護活動 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 関連計画集 避難所運営マニュアル</p>		業務実施時期の目安						発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～	1 職員の配備・動員							2 緊急初動体制							3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖							4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖							5 避難所の開設・運営・閉鎖							6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖							7 救護所の開設・運営・閉鎖							<p><b>第2節 地震災害配備体制</b></p> <p>地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。</p> <p><b>【各項の業務実施時期の目安】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災後～ 3時間</th> <th>3時間～ 24時間</th> <th>24時間～ 3日</th> <th>3日～ 7日</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 職員の配備・動員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 緊急初動体制</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 避難所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 救護所の開設・運営・閉鎖</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照)</p> <p>マニュアル編 第1章第2節 地震災害配備体制 資料集 3-1-2 災害対策本部編成表 資料集 3-1-3 緊急初動体制 資料集 3-2-6 奈良県内の震度観測地点</p> <p>マニュアル編 第3章第3節 医療・救護活動 資料集 3-2-7 震度階級表 資料集 4-2-1 段階別収集情報項目 関連計画集 避難所運営マニュアル</p>		業務実施時期の目安						発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～	1 職員の配備・動員							2 緊急初動体制							3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖							4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖							5 避難所の開設・運営・閉鎖							6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖							7 救護所の開設・運営・閉鎖						
	業務実施時期の目安																																																																																																																														
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～																																																																																																																									
1 職員の配備・動員																																																																																																																															
2 緊急初動体制																																																																																																																															
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																															
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																															
5 避難所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																															
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																															
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																															
	業務実施時期の目安																																																																																																																														
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～																																																																																																																									
1 職員の配備・動員																																																																																																																															
2 緊急初動体制																																																																																																																															
3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																															
4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖																																																																																																																															
5 避難所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																															
6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																															
7 救護所の開設・運営・閉鎖																																																																																																																															

頁	行目等	修 正 前	修 正 後（案）																																																																												
61	<p>第3部 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対応の体制</p> <p>第2節 緊急輸送体制の整備</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>発災後～ 3時間 24時間</th> <th>3時間～ ～3日</th> <th>24時間 7日</th> <th>3日～ 1か月</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 緊急輸送手段の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 緊急輸送</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第2章第2節 緊急輸送体制の整備 資料集 5-2-4 緊急輸送道路網図</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>担当部 本部事務局、消防部</p> <p>実施内容 市保有車両で緊急輸送を実施するが、車両が不足するときは、協定締結団体、タクシー会社、バス会社、その他輸送業者、建設業者等への協力を要請し、車両を確保する。</p> <p>さらに、車両が不足するときは、輸送区間及び借り上げ期間、輸送人員又は輸送量、車両等の種類及び台数、集結場所及び日時、その他必要な事項を明示して、県又は他市町村等に斡旋を要請する。</p> <p>なお、陸上の輸送が不可能なときは、ヘリコプター等の使用について、臨時離発着場を指定して、県に要請する。</p> <p>主な連携先 協定締結団体等（輸送への協力）、県（応援調整等）</p> <p>※協定締結団体とは、日本通運株式会社奈良支店、豊和運輸株式会社</p> <p>2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保</p> <p>担当部 救援衛生部、土木部</p> <p>実施内容 避難所までの物資の輸送効率を上げるため、総合体育館に物資輸送拠点を設置する。</p> <p>また、道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路が途絶したとき、関係機関の協力を得て、道路における障害物の除去、道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に実施する。なお、放置車両や立ち往生車両が緊急輸送道路の通行を妨げるときは、運転者等に対し移動を命じ、運転者がいないときにおいては、道路管理者が車両の移動を実施する。</p> <p>主な連携先 国（所管道路の啓開）、奈良県道路公社（所管道路の啓開）、県（所管道路の啓開）、生駒警察署（交通管理者への要請）、生駒市建設業協会（障害物の除去）</p> <p>3 緊急輸送</p> <p>担当部 本部事務局</p> <p>実施内容 県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったときは、知事又は県公安委員会に対して、緊急通行車両及び規制除外車両の確認を申請し、認定を得て緊急輸送を実施する。</p> <p>主な連携先 生駒警察署（標章の交付等）</p> <p>※緊急通行車両、規制除外車両の確認申請は、事前届出制度を活用する。</p> <p>第2節 緊急輸送体制の整備</p> <p>災害時の救助・救急活動、緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等、輸送力の確保に万全を期する。</p> <p>また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>発災後～ 3時間 24時間</th> <th>3時間～ ～3日</th> <th>24時間 7日</th> <th>3日～ 1か月</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 緊急輸送手段の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 緊急輸送</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参照) マニュアル編 第2章第2節 緊急輸送体制の整備 資料集 5-2-4 緊急輸送道路網図</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>担当部 本部事務局、消防部</p> <p>実施内容 市保有車両で緊急輸送を実施するが、車両が不足するときは、協定締結団体、タクシー会社、バス会社、その他輸送業者、建設業者等への協力を要請し、車両を確保する。</p> <p>さらに、車両が不足するときは、輸送区間及び借り上げ期間、輸送人員又は輸送量、車両等の種類及び台数、集結場所及び日時、その他必要な事項を明示して、県又は他市町村等に斡旋を要請する。</p> <p>なお、陸上の輸送が不可能なときは、ヘリコプター等の使用について、臨時離発着場を指定して、県に要請する。</p> <p>主な連携先 協定締結団体等（輸送への協力）、県（応援調整等）</p> <p>※協定締結団体とは、日本通運株式会社奈良支店、豊和運輸株式会社</p> <p>2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保</p> <p>担当部 救援衛生部、土木部</p> <p>実施内容 避難所までの物資の輸送効率を上げるため、総合公園体育館に物資輸送拠点を設置する。</p> <p>また、道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路が途絶したとき、関係機関の協力を得て、道路における障害物の除去、道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に実施する。なお、放置車両や立ち往生車両が緊急輸送道路の通行を妨げるときは、運転者等に対し移動を命じ、運転者がいないときにおいては、道路管理者が車両の移動を実施する。</p> <p>主な連携先 国（所管道路の啓開）、奈良県道路公社（所管道路の啓開）、県（所管道路の啓開）、生駒警察署（交通管理者への要請）、生駒市建設業協会（障害物の除去）</p> <p>3 緊急輸送</p> <p>担当部 本部事務局</p> <p>実施内容 県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったときは、知事又は県公安委員会に対して、緊急通行車両及び規制除外車両の確認を申請し、認定を得て緊急輸送を実施する。</p> <p>主な連携先 生駒警察署（標章の交付等）</p> <p>※緊急通行車両、規制除外車両の確認申請は、事前届出制度を活用する。</p>			業務実施時期の目安							発災後～ 3時間 24時間	3時間～ ～3日	24時間 7日	3日～ 1か月	7日～ 1か月	1か月～	1 緊急輸送手段の確保								2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保								3 緊急輸送										業務実施時期の目安							発災後～ 3時間 24時間	3時間～ ～3日	24時間 7日	3日～ 1か月	7日～ 1か月	1か月～	1 緊急輸送手段の確保								2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保								3 緊急輸送							
		業務実施時期の目安																																																																													
		発災後～ 3時間 24時間	3時間～ ～3日	24時間 7日	3日～ 1か月	7日～ 1か月	1か月～																																																																								
1 緊急輸送手段の確保																																																																															
2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保																																																																															
3 緊急輸送																																																																															
		業務実施時期の目安																																																																													
		発災後～ 3時間 24時間	3時間～ ～3日	24時間 7日	3日～ 1か月	7日～ 1か月	1か月～																																																																								
1 緊急輸送手段の確保																																																																															
2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保																																																																															
3 緊急輸送																																																																															

頁	行目等	修 正 前	修 正 後（案）																																																																																																																																														
69	<p>第3部 災害応急対策計画 第3章 生命を守るためにの対策 第4節 二次災害防止活動</p> <p>災害発生後の余震又は大雨による浸水、土砂災害及び建築物の倒壊等に備え、土木・農林施設、建築物等の二次災害防止対策を講じ、被害の拡大を防止する。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災後～ 3時間</th> <th>3時間～ 24時間</th> <th>24時間～ 3日</th> <th>3日～ 7日</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木施設等の応急措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 土砂災害対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 その他危険物施設等の応急措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参照) マニュアル編 第3章第4節 二次災害防止活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 公共土木施設等の応急措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>土木部、救援衛生部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>県（県管理施設の応急対策）、生駒市建設業協会（協定に基づく応援）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 土砂災害対策</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>県（応援調整）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※応急危険度判定士が不足するなど、市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。</p> <p>4 その他危険物施設等の応急措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>施設管理者（応急措置）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 二次災害防止活動</p> <p>災害発生後の余震又は大雨による浸水、土砂災害及び建築物の倒壊等に備え、土木・農林施設、建築物等の二次災害防止対策を講じ、被害の拡大を防止する。</p> <p>【各項の業務実施時期の目安】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">業務実施時期の目安</th> </tr> <tr> <th>発災後～ 3時間</th> <th>3時間～ 24時間</th> <th>24時間～ 3日</th> <th>3日～ 7日</th> <th>7日～ 1か月</th> <th>1か月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公共土木施設等の応急措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 土砂災害対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 その他危険物施設等の応急措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参照) マニュアル編 第3章第4節 二次災害防止活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 公共土木施設等の応急措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>土木部、救援衛生部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>県（県管理施設の応急対策）、生駒建設業協会（協定に基づく応援）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 土砂災害対策</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>県（応援調整）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※応急危険度判定士が不足するなど、市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。</p> <p>4 その他危険物施設等の応急措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>担当部</td> <td>消防部</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td>危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>主な連携先</td> <td>施設管理者（応急措置）</td> </tr> </tbody> </table>		業務実施時期の目安						発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～	1 公共土木施設等の応急措置							2 土砂災害対策							3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定							4 その他危険物施設等の応急措置							(参照) マニュアル編 第3章第4節 二次災害防止活動							担当部	土木部、救援衛生部	実施内容	被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。	主な連携先	県（県管理施設の応急対策）、生駒市建設業協会（協定に基づく応援）	担当部	土木部	実施内容	余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。	主な連携先	県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）	担当部	土木部	実施内容	建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。	主な連携先	県（応援調整）	担当部	消防部	実施内容	危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。	主な連携先	施設管理者（応急措置）		業務実施時期の目安						発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～	1 公共土木施設等の応急措置							2 土砂災害対策							3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定							4 その他危険物施設等の応急措置							(参照) マニュアル編 第3章第4節 二次災害防止活動							担当部	土木部、救援衛生部	実施内容	被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。	主な連携先	県（県管理施設の応急対策）、生駒建設業協会（協定に基づく応援）	担当部	土木部	実施内容	余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。	主な連携先	県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）	担当部	土木部	実施内容	建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。	主な連携先	県（応援調整）	担当部	消防部	実施内容	危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。	主な連携先	施設管理者（応急措置）
	業務実施時期の目安																																																																																																																																																
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～																																																																																																																																											
1 公共土木施設等の応急措置																																																																																																																																																	
2 土砂災害対策																																																																																																																																																	
3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定																																																																																																																																																	
4 その他危険物施設等の応急措置																																																																																																																																																	
(参照) マニュアル編 第3章第4節 二次災害防止活動																																																																																																																																																	
担当部	土木部、救援衛生部																																																																																																																																																
実施内容	被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。																																																																																																																																																
主な連携先	県（県管理施設の応急対策）、生駒市建設業協会（協定に基づく応援）																																																																																																																																																
担当部	土木部																																																																																																																																																
実施内容	余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。																																																																																																																																																
主な連携先	県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）																																																																																																																																																
担当部	土木部																																																																																																																																																
実施内容	建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。																																																																																																																																																
主な連携先	県（応援調整）																																																																																																																																																
担当部	消防部																																																																																																																																																
実施内容	危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。																																																																																																																																																
主な連携先	施設管理者（応急措置）																																																																																																																																																
	業務実施時期の目安																																																																																																																																																
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～																																																																																																																																											
1 公共土木施設等の応急措置																																																																																																																																																	
2 土砂災害対策																																																																																																																																																	
3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定																																																																																																																																																	
4 その他危険物施設等の応急措置																																																																																																																																																	
(参照) マニュアル編 第3章第4節 二次災害防止活動																																																																																																																																																	
担当部	土木部、救援衛生部																																																																																																																																																
実施内容	被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。																																																																																																																																																
主な連携先	県（県管理施設の応急対策）、生駒建設業協会（協定に基づく応援）																																																																																																																																																
担当部	土木部																																																																																																																																																
実施内容	余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。																																																																																																																																																
主な連携先	県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）																																																																																																																																																
担当部	土木部																																																																																																																																																
実施内容	建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。																																																																																																																																																
主な連携先	県（応援調整）																																																																																																																																																
担当部	消防部																																																																																																																																																
実施内容	危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。																																																																																																																																																
主な連携先	施設管理者（応急措置）																																																																																																																																																

